

春日井市告示第 24 号

令和 3 年第 1 回春日井市議会定例会において議決を経た令和 2 年度春日井市一般会計補正予算ほか 3 件の補正予算及び令和 3 年度春日井市一般会計予算ほか 10 件の予算の要領は、次のとおりである。

令和 3 年 3 月 17 日

春日井市長 伊 藤 太

令和３年度春日井市一般会計予算

令和３年度春日井市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ109,400,000千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

（継続費）

第２条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第１項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第２表 継続費」による。

（繰越明許費）

第３条 地方自治法第213条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第３表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第４条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第４表 債務負担行為」による。

（地方債）

第５条 地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第５表 地方債」による。

（一時借入金）

第６条 地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第７条 地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		48,820,000
	1 市 民 税	20,744,000
	2 固 定 資 産 税	20,011,000
	3 軽 自 動 車 税	608,000
	4 市 た ば こ 税	1,635,000
	5 事 業 所 税	1,786,000
	6 都 市 計 画 税	4,036,000
2 地 方 譲 与 税		728,900
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	180,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	512,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	30,000
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	6,900
3 利 子 割 交 付 金		35,000
	1 利 子 割 交 付 金	35,000
4 配 当 割 交 付 金		256,000
	1 配 当 割 交 付 金	256,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		185,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	185,000

款	項	金 額
6 法 人 事 業 税 交 付 金		254,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	254,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		6,525,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	6,525,000
8 ゴルフ場利用税交付金		38,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	38,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		152,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	152,000
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		145,000
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	145,000
11 地 方 特 例 交 付 金		1,349,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	439,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	910,000
12 地 方 交 付 税		1,820,000
	1 地 方 交 付 税	1,820,000
13 交通安全対策特別交付金		55,000
	1 交通安全対策特別交付金	55,000
14 分 担 金 及 び 負 担 金		905,186
	1 負 担 金	905,186
15 使 用 料 及 び 手 数 料		1,466,482

款	項	金 額
	1 使 用 料	718,732
	2 手 数 料	747,750
16 国 庫 支 出 金		17,853,490
	1 国 庫 負 担 金	14,667,338
	2 国 庫 補 助 金	3,126,854
	3 国 庫 委 託 金	59,298
17 県 支 出 金		7,510,514
	1 県 負 担 金	4,872,703
	2 県 補 助 金	2,014,896
	3 県 委 託 金	622,915
18 財 産 収 入		261,377
	1 財 産 運 用 収 入	142,427
	2 財 産 売 払 収 入	118,950
19 寄 附 金		303,000
	1 寄 附 金	303,000
20 繰 入 金		3,944,994
	1 繰 入 金	3,944,994
21 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
22 諸 収 入		3,549,656

款	項	金 額
	1 延滞金、加算金及び過料	33,001
	2 市 預 金 利 子	212
	3 貸 付 金 元 利 収 入	879,942
	4 受 託 事 業 収 入	4,048
	5 雑 入	2,632,453
23 市 債		13,242,400
	1 市 債	13,242,400
歳 入 合 計		109,400,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		469,809
	1 議 会 費	469,809
2 総 務 費		12,283,567
	1 総 務 管 理 費	10,440,377
	2 徴 税 費	942,812
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	678,400
	4 選 挙 費	125,705
	5 統 計 調 査 費	31,019
	6 監 査 委 員 費	65,254
3 民 生 費		46,938,111
	1 社 会 福 祉 費	24,331,297
	2 児 童 福 祉 費	17,223,062
	3 生 活 保 護 費	5,380,752
	4 災 害 救 助 費	3,000
4 衛 生 費		12,039,961
	1 保 健 衛 生 費	6,725,931
	2 環 境 対 策 費	309,615
	3 清 掃 費	4,986,933
	4 上 水 道 費	17,482

款	項	金 額
5 労 働 費		145,522
	1 労 働 費	145,522
6 農 林 水 産 業 費		283,114
	1 農 業 費	253,057
	2 林 業 費	30,057
7 商 工 費		2,285,065
	1 商 工 費	2,285,065
8 土 木 費		12,378,779
	1 土 木 管 理 費	902,042
	2 道 路 橋 り ょ う 費	1,690,010
	3 河 川 費	1,350,626
	4 都 市 計 画 費	7,561,861
	5 住 宅 費	874,240
9 消 防 費		2,645,647
	1 消 防 費	2,645,647
10 教 育 費		11,369,672
	1 教 育 総 務 費	1,295,940
	2 小 学 校 費	2,423,378
	3 中 学 校 費	1,261,086
	4 社 会 教 育 費	3,628,263

款	項	金 額
	5 学 校 給 食 費	2,761,005
11 公 債 費		8,460,753
	1 公 債 費	8,460,753
12 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		109,400,000

第 2 表 継 続 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	総 額	年度	年 割 額
土 木 費	道 路 橋 り よ う 費	善 光 寺 橋 歩 道 橋 設 置 工 事	115,000	3	35,000
				4	80,000
	都 市 計 画 費	J R 高 蔵 寺 駅 南 口 駅 前 広 場 整 備	490,200	3	317,200
				4	173,000
	住 宅 費	市 営 下 原 住 宅 第 2 期 整 備	2,830,800	3	612,500
				4	2,218,300
教 育 費	社 会 教 育 費	朝 宮 公 園 第 2 期 整 備	1,869,000	3	775,000
				4	1,094,000

第 3 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
商 工 費	商 工 費	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 設 備 投 資 特 別 促 進 事 業	120,000

第 4 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
災 害 時 受 援 計 画 策 定 業 務	令和 4 年度	3,500
令和 4 年度市民税・県民税 当 初 賦 課 業 務	令和 4 年度	4,100
令和 4 年度市民税・県民税 普 通 徴 収 納 税 通 知 書 作 成 等 業 務	令和 4 年度	5,200
令和 4 年度市民税・県民税 特 別 徴 収 税 額 決 定 通 知 書 作 成 等 業 務	令和 4 年度	6,200
令 和 4 年 度 軽 自 動 車 税 (種別割) 当初納税通知書 作 成 等 業 務	令和 4 年度	2,000
固定資産土地評価支援業務	令和 4 年度 ～ 令和 5 年度	18,500
令 和 4 年 度 市 税 務 督 促 状 等 印 刷 業 務	令和 4 年度	1,600
総 合 保 健 医 療 セ ン タ ー 外 8 施 設 L E D 照 明 器 具 借 上	令和 4 年度 ～ 令和13年度	96,000
令 和 4 年 度 が ん 検 診 等 受 診 券 作 成 等 業 務	令和 4 年度	10,000
観 光 ・ に ぎ わ い 創 出 基 本 計 画 策 定 業 務	令和 4 年度	9,000
かすがいシティバス事業	令和 4 年度 ～ 令和 8 年度	925,650

事 項	期 間	限 度 額
小 野 小 学 校 南 校 舎 借 上	令和 4 年度 ～ 令和 8 年度	268,700
小 中 学 校 体 育 館 L E D 照 明 器 具 借 上	令和 4 年度 ～ 令和13年度	188,600
外国語指導助手派遣業務	令和 4 年度 ～ 令和 5 年度	136,000

第 5 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的		限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
総務債	庁舎等整備事業	1,145,200	普通貸借は 又証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公営団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。 ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
	土地開発公社経営健全化事業	775,100			
民生債	社会福祉施設整備事業	88,200			
	児童福祉施設整備事業	277,900			
衛生債	保健衛生施設整備事業	20,800			
	清掃施設整備事業	685,700			
農林債	農業施設等整備事業	16,700			
土木債	道路橋りょう整備事業	871,800			
	河川整備事業	933,300			
	都市計画事業	1,747,300			
	住宅施設整備事業	376,700			
消防債	消防施設整備事業	203,700			
教育債	義務教育施設整備事業	868,900			
	社会教育施設整備事業	1,181,100			
	学校給食施設整備事業	50,000			
臨時財政対策債	臨時財政対策	4,000,000			

令和3年度春日井市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和3年度春日井市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81,067千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		24
	1 基 金 預 金 利 子	24
2 繰 入 金		81,043
	1 繰 入 金	81,043
歳 入 合 計		81,067

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		81,067
	1 公 債 費	81,067
歳 出 合 計		81,067

令和3年度春日井市国民健康保険事業特別会計予算

令和3年度春日井市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,485,064千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		5,280,311
	1 国 民 健 康 保 険 税	5,280,311
2 県 支 出 金		16,698,035
	1 県 補 助 金	16,698,035
3 繰 入 金		2,436,399
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,287,937
	2 基 金 繰 入 金	148,462
4 財 産 収 入		144
	1 財 産 運 用 収 入	144
5 諸 収 入		70,175
	1 延滞金、加算金及び過料	29,250
	2 雑 入	40,925
歳 入 合 計		24,485,064

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		77,894
	1 総 務 管 理 費	77,894
2 保 険 給 付 費		16,508,100
	1 療 養 諸 費	16,508,100
3 国民健康保険事業費納付金		7,615,243
	1 医 療 給 付 費 分	5,066,626
	2 後期高齢者支援金等分	1,826,502
	3 介 護 納 付 金 分	722,115
4 保 健 事 業 費		243,683
	1 保 健 事 業 費	55,136
	2 特定健康診査等事業費	188,547
5 基 金 積 立 金		144
	1 基 金 積 立 金	144
6 諸 支 出 金		40,000
	1 償還金及び還付加算金	40,000
歳 出 合 計		24,485,064

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和 4 年度国民健康保険税 納 税 通 知 書 作 成 等 業 務	令和 4 年度	5,000

令和３年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和３年度春日井市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,630,397千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		4,663,583
	1 後期高齢者医療保険料	4,663,583
2 繰 入 金		825,668
	1 一般会計繰入金	825,668
3 諸 収 入		141,146
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	8,200
	3 受託事業収入	132,944
	4 雑 入	1
歳 入 合 計		5,630,397

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		189,015
	1 総 務 管 理 費	177,338
	2 徴 収 費	11,677
2 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金		5,433,182
	1 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金	5,433,182
3 諸 支 出 金		8,200
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	8,200
歳 出 合 計		5,630,397

令和3年度春日井市介護保険事業特別会計予算

令和3年度春日井市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,638,677千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		5,382,655
	1 介 護 保 険 料	5,382,655
2 使 用 料 及 び 手 数 料		594
	1 手 数 料	594
3 国 庫 支 出 金		4,924,985
	1 国 庫 負 担 金	4,144,958
	2 国 庫 補 助 金	780,027
4 支 払 基 金 交 付 金		6,192,381
	1 支 払 基 金 交 付 金	6,192,381
5 県 支 出 金		3,284,932
	1 県 負 担 金	3,122,692
	2 県 補 助 金	162,240
6 繰 入 金		3,849,977
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,457,059
	2 基 金 繰 入 金	392,918
7 財 産 収 入		57
	1 財 産 運 用 収 入	57

款	項	金 額
8 諸 收 入		3,096
	1 雜 入	3,096
歲 入 合 計		23,638,677

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		225,728
	1 総 務 管 理 費	23,386
	2 徴 収 費	10,500
	3 要 介 護 認 定 費	191,842
2 保 険 給 付 費		22,364,102
	1 保 険 給 付 費	22,364,102
3 基 金 積 立 金		57
	1 基 金 積 立 金	57
4 地 域 支 援 事 業 費		1,038,790
	1 包 括 的 支 援 等 事 業 費	464,862
	2 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 費	573,928
5 諸 支 出 金		10,000
	1 償 還 金	10,000
歳 出 合 計		23,638,677

令和3年度春日井市民家防音事業特別会計予算

令和3年度春日井市の民家防音事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,440千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 支 出 金		8,908
	1 県 補 助 金	8,908
2 繰 入 金		17,532
	1 繰 入 金	17,532
歳 入 合 計		26,440

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 民 家 防 音 事 業 費		26,440
	1 民 家 防 音 事 業 費	26,440
歳 出 合 計		26,440

令和3年度春日井市春日井インター北企業用地整備事業特別会計予算

令和3年度春日井市の春日井インター北企業用地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,149千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		5,549
	1 繰 入 金	5,549
2 市 債		30,600
	1 市 債	30,600
歳 入 合 計		36,149

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		738
	1 総 務 管 理 費	738
2 事 業 費		35,107
	1 事 業 費	35,107
3 公 債 費		304
	1 公 債 費	304
歳 出 合 計		36,149

第 2 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
春 日 井 イ ン タ 北 企 業 一 地 整 備 事 業	30,600	普通貸借 又 は 証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。 ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

令和３年度春日井市潮見坂平和公園事業特別会計予算

令和３年度春日井市の潮見坂平和公園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ143,235千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		73,072
	1 使用料	65,928
	2 手数料	7,144
2 諸収入		686
	1 基金預金利子	126
	2 雑入	560
3 繰入金		69,477
	1 一般会計繰入金	10,450
	2 基金繰入金	59,027
歳入合計		143,235

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		101,935
	1 総務管理費	101,935
2 墓園事業費		41,300
	1 墓地築造事業費	41,300
歳出合計		143,235

令和3年度春日井市春日井市民病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度春日井市春日井市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|-------|---|---|-------------|
| (1) 病 | 床 | 数 | |
| 一 | 般 | 病 | 床 |
| | | | 552床 |
| | 感 | 染 | 症 |
| | 病 | 床 | 6床 |
| (2) 年 | 間 | 患 | 者 |
| | 入 | 院 | 患 |
| | 者 | 数 | 171,550人 |
| | 外 | 来 | 患 |
| | 者 | 数 | 331,540人 |
| (3) 一 | 日 | 平 | 均 |
| | 患 | 者 | 数 |
| | 入 | 院 | 患 |
| | 者 | 数 | 470人 |
| | 外 | 来 | 患 |
| | 者 | 数 | 1,370人 |
| (4) 主 | 要 | な | 建 |
| | 設 | 改 | 良 |
| | 事 | 業 | |
| | 施 | 設 | 整 |
| | 備 | 費 | 2,282,225千円 |
| | 資 | 産 | 整 |
| | 備 | 費 | 2,433,269千円 |

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	18,003,557千円
第1項 医 業 収 益	17,203,107千円
第2項 医 業 外 収 益	800,447千円
第3項 特 別 利 益	3千円

支 出

第1款 病院事業費用	18,585,735千円
第1項 医 業 費 用	17,661,296千円
第2項 医 業 外 費 用	924,436千円
第3項 特 別 損 失	3千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,111,555千円は、過年度分損益勘定留保資金3,101,034千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,521千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	2,493,889千円
第1項 企 業 債	2,282,200千円
第2項 出 資 金	211,688千円
第3項 その他資本的収入	1千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	5,605,444千円
第1項 建 設 改 良 費	4,715,494千円
第2項 償 還 金	846,749千円
第3項 投 資	43,201千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
次期電子カルテシステム構築	令和4年度	154,000
市民病院手術室等拡張工事に係る初度調弁	令和4年度	33,221

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市民病院 手術室等 拡張工事	2,282,200	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、 利率見直し方式で借 り入れる政府資金及 び地方公共団体金融 機構資金について、利 率の見直しを行った 後においては、当該見 直し後の利率）	政府その他の金融 機関の資金について は、その融資条件に よる。 ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 9,346,744千円

(2) 交 際 費 220千円

(他会計からの補助金)

第10条 企業債に係る利子補給等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、454,355千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、4,332,900千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	血管撮影装置	二 式
器 械 備 品	手術室映像システム	一 式
器 械 備 品	コンピュータ断層撮影装置	一 式
器 械 備 品	中央手術部・集中治療部モニタリングシステム	一 式
器 械 備 品	無影灯他一式	一 式
器 械 備 品	超音波画像診断装置	二 式
器 械 備 品	X線透視診断装置	一 式
器 械 備 品	手術内視鏡システム	一 式
器 械 備 品	手術台	一 式
器 械 備 品	電子内視鏡システム	一 式
器 械 備 品	リハビリテーション支援ロボット	一 式
器 械 備 品	患者監視装置	一 式

令和3年度春日井市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度春日井市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 人 口	310,970人
(2) 給 水 栓 数	132,310栓
(3) 年 間 総 配 水 量	35,931,000m ³
(4) 一 日 平 均 配 水 量	98,441m ³
(5) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
管路耐震化整備	881,133千円
(仮称) 東山ポンプ場整備	46,286千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水 道 事 業 収 益	6,084,393千円
第1項 営 業 収 益	5,124,793千円
第2項 営 業 外 収 益	959,598千円
第3項 特 別 利 益	2千円

支 出

第1款 水 道 事 業 費 用	5,802,958千円
第1項 営 業 費 用	5,677,713千円

第2項 営業外費用	115,895千円
第3項 特別損失	3,850千円
第4項 予備費	5,500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,685,739千円は、過年度分損益勘定留保資金1,018,125千円、建設改良積立金550,351千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額117,263千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	316,223千円
第1項 負担金	9,222千円
第2項 固定資産売却代金	1千円
第3項 工事収入	306,999千円
第4項 分担金	1千円

支 出

第1款 資本的支出	2,001,962千円
第1項 建設改良費	1,661,458千円
第2項 企業債償還金	340,504千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
上水道施設LED照明器具借上	令和4年度から 令和13年度まで	28,090

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 356,395千円

(他会計からの補助金)

第9条 児童手当に要する経費として一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,600千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、51,303千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
備 品	上下水道情報システム機器	一 式
器 具	誘導結合プラズマ質量分析計	一 式

令和3年度春日井市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度春日井市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	74,500戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	27,513,000m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	75,378m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
熊野桜佐地区雨水管渠等整備事業	2,400,800千円
上条地区管渠整備事業	913,966千円
管渠施設改築事業	482,610千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	7,017,269千円
第1項 営 業 収 益	4,107,147千円
第2項 営 業 外 収 益	2,910,121千円
第3項 特 別 利 益	1千円

支 出

第1款 下水道事業費用	6,743,576千円
第1項 営業費用	6,111,374千円
第2項 営業外費用	609,102千円
第3項 特別損失	1,100千円
第4項 予備費	22,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,406,978千円は、当年度分損益勘定留保資金2,065,063千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額196,303千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額145,612千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	6,315,315千円
第1項 企業債	4,029,300千円
第2項 出資金	1,100,814千円
第3項 補助金	1,149,550千円
第4項 負担金	35,651千円

支 出

第1款 資本的支出	8,722,293千円
第1項 建設改良費	4,547,658千円
第2項 企業債償還金	4,174,635千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	高蔵寺浄化センター水処理設備改築事業	420,000	3	211,000
				4	209,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事項	期間	限度額
公共下水道施設 LED照明器具借上	令和4年度から 令和13年度まで	73,600

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	4,029,300	普通貸借又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。 ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 475,477千円

(他会計からの補助金)

第11条 公共下水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、473,278千円である。